

在宅医療を支援する病院の評価について

第1 診療報酬上の評価の概要

- 1 在宅医療の普及・促進にあたっては、平成18年度診療報酬改定において在宅医療の中心的な役割を担う診療所として、24時間対応、訪問看護ステーションとの連携等を要件とし、「在宅療養支援診療所」を設け、高い評価を行うこととしたところである。（参考資料1頁）
- 2 在宅療養支援診療所は、全国で10,033箇所（平成19年7月現在速報値※）と一定程度の拡がりが見られるが、地域ごとの偏在が大きく、在宅医療を提供する環境が整備されていない地域があるとの指摘がある。（参考資料2頁）

※ 速報値につき後日変更があり得る。

第2 課題と論点

- 1 在宅医療を行う診療所がない地域においては、在宅医療の主たる担い手が病院の場合の診療報酬上の評価について検討することとしてはどうか。（参考資料3頁）
- 2 具体的には、周囲に在宅療養支援診療所等の在宅医療を提供する医療機関がなく、在宅医療の主たる担い手が病院である地域において、入院患者に対する医療提供体制の確保等の要件を満たした場合に評価することを検討してはどうか。